

被保険者氏名

申請内容

1 出産した者

1. 被保険者 2. 家族(被扶養者)

1 - ①

家族の場合はその方の

氏名

生年月日

 昭和
 平成
 令和

2 出産した年月日

平成

年

月

日

令和

年

月

日

3 生産または死産の別

1. 生産 2. 死産 3. 生産・死産混在

3 - ①

「生産」の場合出生人数

人

3 - ②

「死産」の場合死産児数

人

3 - ② - (1)

「死産」の場合妊娠経過期間

満

週

4 出産児の氏名

5 出産した医療機関等

名称

所在地

6 出産した方

- 被保険者 → 退職後6ヶ月以内の出産ですか。
- 家 族 → 当組合に加入後6か月以内の出産ですか。

1. はい 2. いいえ

6 - ①

「はい」の場合、『保険者名』と『記号・番号』をご記入ください。

- 被保険者 → 現在加入している保険者について
- 家 族 → 当組合加入前に加入していた保険者について

保険者名

記号・番号

6 - ① - (1)

同一の出産について、6 - ①の保険者より出産育児一時金を

1. 受けた/受ける予定 2. 受けない

添付書類

- ①直接支払制度活用に関する合意文書の写し
- ②出産費用明細書の写し
- ③領収書の写し

支給額

産科医療補償制度に加入している分娩機関での出産

50万円/人

※多児の場合は×人数

産科医療補償制度に未加入の医療機関等で出産した場合

48万8千円

妊娠週数:22週未満で出産した場合

◇出産にかかった費用が出産育児一時金の支給額(原則50万円)の範囲内であった場合は、その差額分(付加給付10万円を含む)を被保険者に支給します。

被保険者資格喪失後に出産した場合

被保険者資格を喪失した場合でも、次の①・②ともに該当した場合は支給を受けることができます。

- ①資格喪失日の前日(退職日等)までに被保険者期間(任意継続被保険者期間は除く)が継続して1年以上あること。
- ②資格喪失後6か月以内に出産したこと。

※同じ出産に対して出産育児一時金の支給は1回のみです。

資格喪失後6か月以内の出産に対しても支給されるため、支給を受けることができる保険者が複数になる場合もありますが、重複して支給を受けることはできません。また資格喪失後は付加給付金の支給は受けられません。